

平成 28 年 10 月 1 日
平成 29 年 4 月 20 日 (改)

短期養成課程の指導員養成訓練の受講に係る Q & A

職業訓練指導員資格審査室

(職業訓練指導員免許に関すること)

- Q1 短期養成課程を修了することにより職業訓練指導員免許（以下「指導員免許」といいます。）を取得することができるのですか。
- A 短期養成課程を修了後に、職業訓練指導員試験の受験資格がある方は、当校で実施する普通課程担当資格者能力審査（以下「能力審査」といいます）を受験し、合格することにより指導員免許を取得することができます。能力審査の内容などについては、Q26（能力審査に関すること）以降を参照してください。
- なお、Q2 の職業能力開発促進法施行規則第 39 条第 1 号の厚生労働大臣が指定する講習（以下「48 時間講習」といいます。）の受講資格がある方は、能力審査を受験することなく、短期養成課程修了後に都道府県へ申請することで指導員免許を取得することができます。
- Q2 短期養成課程で取得できる指導員免許は、「48 時間講習」で取得できる指導員免許と同じ資格ですか。
- A 指導員免許自体は同じものです。指導員免許取得の手法の違いより、指導員免許が違うことはありません。
- Q3 短期養成課程の修了、指導員免許取得後、機構は職業訓練指導員（以下「指導員」といいます。）として採用することや、就職先をあっせんしてもらえるのですか。
- A 当機構では毎年指導員を採用していますが、短期養成課程の修了者を直接採用することや、採用担当者にあっせんすることはしていません。
- Q4 普通課程の普通職業訓練担当指導員と専門課程の高度職業訓練担当指導員には、それぞれに指導員免許が必要なのですか。
- A 指導員免許が必要なのは、普通課程の普通職業訓練だけですが、短期養成課程修了後に、7つの能力（「職業能力開発指導力」「訓練コーディネータ力」「キャリア・コンサルティング力」「問題発見解決力」「マネジメント力」「イノベーション力」「技能・技術力」）の審査に合格することにより、専門課程の高度職業訓練を担当できる資格を得ることができます。
- Q5 技能検定 1 級に合格していると、指導員免許が取得しやすいと聞いたのですが。
- A 技能検定 1 級に合格していれば、普通課程資格審査の学科試験科目（系基礎、専攻）及び実技試験が免除となります。短期養成課程の職業能力指導力コースを受講・修了す

ることで指導員免許を取得することができます。

(短期養成課程の受講の要件・入試等に関すること)

Q6 募集要項や案内パンフレットに受講条件が記載してありますが、自分がどの受講条件にあてはまるのか、受講後にどの指導員免許が取得できるのかがよくわからないのですが。

(参考：受講条件)

- ① 指導員になりたいと思っている者
- ② 公共機関や民間企業に指導員候補として採用された者
- ③ 職業能力開発促進法第30条第3項に定めてある指導員免許試験を受けることができる者
- ④ 48時間講習を受けることができる者のうち、まだその講習を受講していない者
- ⑤ 職業訓練において訓練を担当しようとしている者

A 募集要項の様式5に「短期養成課程の受講に関する相談内容」という質問表がありますので、同表にできるだけ詳しく記入いただき、郵送またはメールにて職業能力開発総合大学校（以下「職業大」といいます。）職業訓練指導員資格審査室（以下「資格審査室」といいます。）までお送りください。

おって、取得できる指導員免許等について回答します。

なお、募集要項は当校HPの重要なお知らせまたは課程・専攻・学科等からダウンロードできます。送付先のメールアドレスは、shikakushinsa@uitec.ac.jp です。

Q7 将来的に指導員免許の取得ができればとは考えてはいますが、現時点では単に自身の能力のレベルアップを図りたいと思っています。レベルアップを目的とした受講でも問題ありませんか。

A 受講条件に合致するものがあれば問題ありません。ご不明な点は、資格審査室までお問い合わせください。

Q8 受講に際し入学試験はありますか。

A 学力を測ることを目的とした入学試験はありません。通学コースを受講される方は、職業大で面接試験がありますが、Web コースを受講される方は書類審査だけになります。Web コース受講の方が職業大に来ていただくのは、Q28 の能力審査を受験される時だけになります。

Q9 書類審査や面接試験で不合格になることはあるのですか。

A 受講の意思があり、物理的に受講が可能と判断されれば、基本的に不合格になるようなことはありません。

Q10 最低何名の受講申し込みがあれば、開講は保証されますか。

A 基本的に1名でも受講申し込みがあれば、実施いたします。

(以下番号プラス1となる)

(短期養成課程の制度等に関すること)

Q11 短期養成課程は、「通学コース」とインターネット活用によるオンデマンド Web 訓練を受講する「Web コース」の二通りがあるとしていますが、内容に違いはありますか。

A 訓練の手法が違っただけで、内容は同じものになります。

Q12 指導員免許の取得にあたり、48時間講習の受講と短期養成課程の受講の違いを教えてください。

A 短期養成課程は144時間（通学18日間、Webコース46日間および77日間）であり、48時間講習（8時間/日×6日間）と比較すると長期にわたりますが、指導員に必要な知識を体系的に基礎から応用まで学べるようになっており、高い品質で深い知識を効果的かつ効率的に習得できる内容になっています。

Q13 短期養成課程には、現在3コースが開講されているとありますが、それぞれどのような内容でしょうか。

A 現在、開講しているのは、「職業能力開発指導力養成コース」「訓練コーディネータ力養成コース」「キャリア・コンサルティング力養成コース」の3コースであり、各コースの概要は以下のとおりです。

◆「職業能力開発指導力養成コース」

職業能力開発に関する知識を有し、若年者から高齢者まで幅広い世代の訓練受講者に指導ができ、PDCAサイクルによる職業訓練の運営までを行うことができる能力を習得します。

なお、このコースを修了することにより、能力審査のうち、指導方法の学科試験が免除になります。

◆「訓練コーディネータ力養成コース」

企業（事業主、在職者）・求職者等の職業能力開発に対するニーズや技術動向の把握、訓練コースの設定及び既存コースの見直し、企業の人材育成計画にかかわる助言等、要望にあった訓練コースの企画・立案ができる能力を習得します。

◆「キャリア・コンサルティング力養成コース」

労働者が職業経験等に応じた職業生活設計を行うため、職業選択や職業訓練等による職業能力の効率的な習得に必要な相談や支援を行うことができる力を習得します。

Q14 キャリア・コンサルティング力養成コースの終了後、国家資格キャリアコンサルタントに関連する資格が取得できますか。

A キャリア・コンサルティング力養成コースは、指導員に必要なキャリア・コンサルティングに関する一定の知識やスキルを習得することはできますが、国家資格キャリアコンサルタントに関連する資格が取得できるものではありません。

Q15 経費はどのくらいかかりますか。

A 受講料は1コース当たり46,000円（税込）になります。

その他に、通学コースを遠方から受講される方は、宿泊費（近隣のホテルやウィークリーマンション等の借り上げ）、当校までの交通費、食事等の諸経費がかかります。Webコースの場合は、通信費がかかります。また、Q26以降の「能力審査」を受験する場合には別途受験料が必要になります。

なお、公共職業能力開発施設に所属されている方は、受講料が免除される場合がありますので、資格審査室までお問い合わせください。

Q16 受講途中に病気等により訓練の継続ができなくなった場合は、どのような取扱いになるのですか。また、別の日程のコースを代替として受講することはできますか。

A 途中で受講の継続が難しくなった場合は、退校の扱いになります。

この場合、受講料の払戻しはありません。また、他のコースへの代替もできません。再度、申し込みをお願いします。

(短期養成課程の訓練内容に関すること)

Q17 Webコースにおいて、特別に受講日時を指定される授業はありますか。

A 授業によっては、双方向によるライブ授業を設定する場合があります。ライブ授業を設定する場合は、コースの開講までに事前に日程をお知らせします。

また、職業能力開発指導力コースでは、受講者同士の相互評価を実施する授業があり、同授業の日程が指定されることと、その時までには該当する受講科目を終了しておく必要があります。

Q18 通学コースは何名くらいの方が受講されているのですか。

A 定員は20名ですが、これより小人数での授業が多くなっています。

Q19 受講中(通学・Web)の悩みや疑問については、どのように解決すればよいですか。

A 通学の場合、受講生からの相談に対応できるように、担当する教員の中に担任を配置しています。Webの場合、運用上の疑問について専門の運用支援員の配置、資格審査室での質問メール対応等フォローアップ体制を構築しています。

Q20 通学コースを受講する場合、職業大の寮に入ることは可能ですか。また、食堂・図書館は利用できますか。

A 短期養成課程の受講者は入寮することはできません。食堂・図書館は利用することができます。

Q21 Webコースにおける標準的な1日の勉強時間を教えてください。

A Webコースは自宅のパソコンもしくは会社のパソコンを活用してオンデマンドでの受講をしますが、標準受講時間が144時間(50分*4回/日)であるため、46日間コースの場合は、平日換算で1日4時間として36日間で終了し、10日間の補講日を設定しています。77日間コースの場合は、平日換算で1日2時間として72日間で終了し、5日間の補講日を設定しています。

授業ではビデオ視聴、簡単なミニ質問、インターネットでの検索を指示される場合があります。

Q22 Webコースにおいて、平日以外に土日に集中して勉強することを考えています。授業をどんどん先に進むことでも問題ないでしょうか。

A 訓練効果の観点から講座を受講する順番は決まっていますが、標準的な受講時間を超えて先へ進むことでも問題はありません。

Q23 通学コースの授業時間はどのようになっていますか。

A 通学コースの授業は100分を1コマとし、月曜から金曜まで毎日8時50分から16時35分までになります。午前午後各2コマずつです。

Q24 Webコース、通学コースの成績評価はそれぞれどのように行われるのですか。

A Webコースの場合、各「教材」ごとに課題レポートが要求されます。課題レポートはパソコン上にアップロードすることにより、教員の手元に届き、採点されます。

教材や課題をダウンロードし、課題レポートをアップした後、確認をすることができるよう作られたシステムを使用しており、訓練期間内であればいつでも教材を閲覧し、課題を提出することができます。

最終的に各人の課題を採点し、修了判定を行い、結果を通知します。なお、合格は授業科目の60点以上になります。

通学コースの場合、全ての訓練（授業）に出席、課題等があれば提出することが要求されます。訓練（授業）に対する取り組み状況や課題等を総合的に評価し、修了判定を行い、結果を通知します。なお、合格は授業科目の60点以上になります。

Q25 特徴のある課題・宿題はありますか。

A 職業能力開発指導力養成コースの課題によっては、教室で学生に教えるストーリーを「指導方法」として計画し、先生役の自分自身をビデオ等で撮影し、その内容をアップして職業大教員から評価を受けるものもあります。

（能力審査に関すること）

Q26 能力審査の種類を教えてください。

A 能力審査には、次の二種類があります。

①普通課程資格審査

指導員免許を取得するための審査で、職業能力開発促進法施行規則に規定される「職業訓練指導員試験」と同等の内容で実施します。

②専門課程（※1）資格審査

専門課程を担当する能力を認定するための審査で、7つの能力（「職業能力開発指導力」から「技能・技術力」まで）を審査します。なお、合格すると指導員免許を取得できます。

※1 職業能力開発短期大学校及び職業能力開発大学校の1,2年生に相当する課程を「専門課程」と呼び、特に、職業能力開発大学校の3,4年に相当する課程を「応用課程」といいます。

Q27 能力審査の受験は必須ですか。

A 必須ではありません。

Q28 能力審査はいつ・どこで行うのですか。

A 指導員免許試験（普通課程担当資格者能力審査）は、通学コースの方もWebコースの方も9月と翌年3月に当校（職業大）での実施を予定しています。短期養成課程の修了者の方には、事前に案内を差し上げる予定です。

Q29 能力審査について教えてください。

A 職業訓練指導員免許は123種類ありますが、平成28年度に実施した科については、募集要項の1ページに書いてあるように機械科、溶接科、電気科、電気工事科、電子科、コンピュータ制御科、建築科、建設科、情報処理科、事務科、港湾荷役科の11科になります。

上記以外の科を希望する場合は、資格審査室までお問い合わせください。

能力審査は、職業能力開発促進法にてそれぞれの「科」に定められている次の試験を実施します。①は共通で、②から④までの試験内容は「科」ごとに異なります。※2

- ① 指導方法の試験
- ② 系基礎学科の試験
- ③ 専攻学科の試験
- ④ 実技試験

※2 ①から④までの試験には職務経歴等により免除されることがあります。詳しくは資格審査室までお問い合わせください。

Q30 専門課程担当者資格審査はどのような審査を行うのですか。

A 7つの能力（Q4参照）により審査内容が若干異なりますが、学科試験、口頭試問、ロールプレイング、模擬授業があります。

Q31 資格審査の受験料はいくらですか。

A 資格審査料は個人によって若干異なりますが、おおむね20,412円（税込）になります。また、当校までの交通費がかかります。

なお、公共職業能力開発施設に所属されている方は、受験料が免除される場合がありますので、資格審査室までお問い合わせください。

Q32 能力審査の過去問題を提供してほしいのですか

A 一部を除き能力審査の問題は非公開としています。

Q33 能力審査で不合格となった場合、再度挑戦することはできますか。その場合、一部合格した科目の取扱いはどうなるのですか。また、費用はかかりますか。

A 一部の教科目が合格した場合、不合格となった教科目だけを受験することになります。受験料はあらためて納入をお願いします。

以上